

函館市職員海外派遣研修実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市職員海外派遣研修（以下「海外派遣研修」という。）の実施について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 外国諸都市の行政制度およびその運営を調査研究することにより、職員の資質向上と士気の高揚を図り、もつて本市行政施策の高度化および効率化に資することを目的とする。

(対象職員)

第3条 海外派遣研修の対象職員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市在職期間が6年以上の者（医師職および教育職を除く。）
- (2) 心身壮健で勤務成績が優秀な者
- (3) 海外派遣研修の成果を、将来にわたって本市行政施策に反映することができると認められる者

(研修課題)

第4条 海外派遣研修の課題は、本市行政施策を推進し発展させるために、海外において調査研究することが有意義であると認められる事項とする。

(研修先)

第5条 海外派遣研修の研修先は、前条の研修課題に応じた外国諸都市とする。

(研修期間)

第6条 海外派遣研修の期間は、往復に要する日数を含め、原則として3週間以内とする。

(派遣人員)

第7条 海外派遣研修の人員は、毎年度予算の範囲内で決定する。

(研修生の決定)

第8条 研修生の決定は、職員研修を所管する副市長または総務

部長の推薦により市長が決定する。

(報告)

第9条 研修生は、海外派遣研修終了後、一定の期間内に報告書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年7月18日から施行する。
- 2 函館市職員海外派遣研修実施要綱（昭和49年6月2日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。